

第197回国会 日本維新の会提出議員立法一覧（4法案）

※平成30年11月9日提出

	法案名 (簡略名)	概要
1	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議員歳費削減法案)	国会議員の歳費及び期末手当を2割削減する。東日本大震災時の前例のある現実的な削減幅として、法案成立を目指す。
2	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (各議院役員等の議会雑費廃止法案)	各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。
3	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案 (訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案)	裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。
4	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (国会議員秘書交通費適正化法案)	議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。

議員歳費削減法案

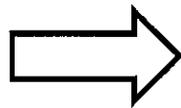
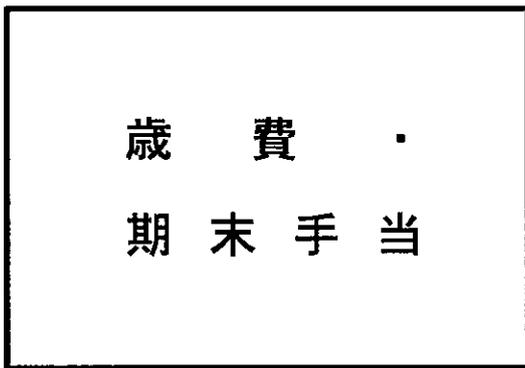
【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景>

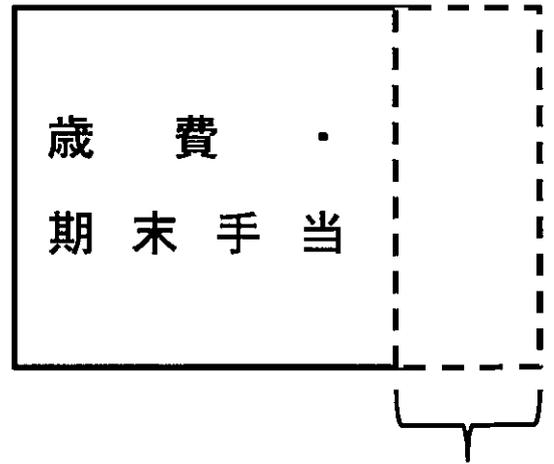
身を切る改革の一環として国会議員の歳費及び期末手当を削減する必要がある。

国会議員の歳費及び期末手当について、当分の間、2割削減するものとする。

現 行



改 正 法



2割削減

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減ずる。

各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、前項の規定の適用がある間（次項において「適用期間」という。）、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減ずる。

第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、適用期間において第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、

同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額から当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額」とする。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理由

国会議員の歳費及び期末手当について、当分の間、二割削減することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 歳費及び期末手当の減額支給

1 議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

2 議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、1の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

第二 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

各議院役員等の議会雑費廃止法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。

→ 議会雑費は不要であり、廃止する必要がある。

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。

現 行

各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。



改 正 法

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止する。

※各議院の役員等…議長、副議長、仮議長、常任委員長、事務総長、特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長（国会法第16条・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第8条の2）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第十一条中「第八条の二の議会雑費並びに」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に係る分の議会雑費については、なお従前の例による。

理由

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 議会雑費の廃止

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止すること。

(第八条の二関係)

第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 この法律の施行の日前に係る分の議会雑費については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)

訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案

【裁判官弾劾法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。

→ 職務雑費は不要であり、廃止する必要がある。

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。

現 行

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。



改 正 法

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律（案）

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項及び第十六条第九項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に係る分のこの法律による改正前の第五条第十項及び第十六条第九項の職務雑費については、なお従前の例による。

理由

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案要綱

第一 職務雑費の廃止

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。

(第五条第十項及び第十六条第九項関係)

第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 この法律の施行の日前に係る分の裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)

国会議員秘書交通費適正化法案

【国会議員の秘書の給与等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、議員秘書の通勤手当について、一般職公務員と異なり、通勤の実情と無関係に月額3万円が一律に支給されている。

→ 議員秘書についても、一般職公務員の例に準じて通勤手当を支給することとする必要がある。

議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。

現 行

議員秘書に対し、通勤手当として、月額3万円が一律に支給されている。



改 正 法

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受ける。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（案）

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額の最高額の百分の六十に相当する額」を「一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当」に改める。

附則第二十一項及び第二十二項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理由

議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 通勤手当の制度の見直し

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受けることとする。

(第十一条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

(附則関係)